冨士商事株式会社	静岡県伊東市岡千三百九十一番地	ホテル業務	
株式会社かめや	静岡県伊東市湯川二丁目四番十二号	ホテル業務	
株式会社稲取東海ホテル	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取千五百九十九番地の一	ホテル業務	
株式会社ホテル銀水荘	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取千六百二十四番地の一	ホテル業務	
有限会社小松興業	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科二千九百四十一番地	ホテル業務	
小松観光株式会社	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科二千九百四十三番地の四	ホテル業務	
株式会社西伊豆クリスタルビュー	静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須二千百二番地の一	ホテル業務	
株式会社明山荘	愛知県蒲郡市三谷町鳶欠十四番地一	ホテル業務	
株式会社戸田家	三重県鳥羽市鳥羽一丁目二十四番二十六号	ホテル業務	
株式会社松浪	三重県鳥羽市相差町千二百六十七番地の一	ホテル業務	
上野観光株式会社	三重県鳥羽市小浜町字日ケ崎二百三十九番地の九	ホテル業務	
ホテル浦島チェーン株式会社	三重県南牟婁郡紀宝町成川八百五十六番地	ホテル業務	
株式会社アウルコーポレーション	京都府京丹後市網野町浜詰二百六十六番地	ホテル業務	
株式会社ポラリス	京都府京丹後市網野町木津五番地	ホテル業務	
株式会社観光ホテル淡州	兵庫県洲本市海岸通一丁目七番二号	ホテル業務	
萩本陣株式会社	山口県萩市大字椿東三百八十五番地八	ホテル業務	
株式会社大谷山荘	山口県長門市深川湯本字平町二千二百八番地	ホテル業務	
カネセイフーズ株式会社	宮城県塩竈市新浜町三丁目十番一号	非加熱性水産加工食品製造業	
株式会社ＹＡＭＡＴＯ	宮城県塩竈市新浜町三丁目十三番十四号	非加熱性水産加工食品製造業	

三　対象となる者　平成二十三年三月三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月八日法務省告示第三百五十二号の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三日

法務大臣　江田　五月

第二号の表に次のように加える。

○外務省告示第六十七号

平成二十二年九月十七日にリマで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十三年一月四日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　目賀田周一郎在ペルー大使

ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十三年三月三日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第六十八号

平成二十二年九月十七日にリマで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十三年一月四日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　目賀田周一郎在ペルー大使

ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十三年三月三日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第六十九号

平成二十三年二月三日にキンシャサで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　北澤寛治在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ンドゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

平成二十三年三月三日

外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市錦町中ノ瀬字あんごろ五〇九、字葛根尾五一六、八八二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二、字か津ね尾五一七、字見附谷五二一、字大本五二二、九四一の二、九四一の五、九四四の一、九四五、九四八、九四九、九七四、字かやノ谷五二四、字かづね尾五三四、字ほふの木尾五三五の一、字蔵周八八一の一から八八一の五まで、字井手ノ奥九三四の一、九三四の二、九三五の一、九三五の二、九三六の一、九三六の二、字瀬戸山九四〇、錦町字佐郷字ろうのまへ一五四四、一五六二、一五七二の一、一五七二の二、一五七二の七から一五七二の九まで、字一ノ渡セ一五四六、字瀬戸山一五七八の一、字芝ノ瀬戸一五八三、字水上ミ一五九五の一、一五九五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛根尾九七八から九八〇まで・字井手ノ奥九三四の一・九三五の一・九三五の二・九三六の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、九三六の二、字ろうのまへ一五七二の一・一五七二の二・一五七二の八・字瀬戸山一五七八の一・字芝ノ瀬戸一五八三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）